

## 第 22 回さいたま市債権回収対策本部会議 議事要旨

日時：平成 30 年 8 月 9 日（木）  
午前 10 時～午前 11 時  
場所：政策会議室

### 1 出席者（本部長・本部長員 9 名・事務局 2 名）

本部長：副市長

本部長員：都市戦略本部長・総務局長・財政局長・保健福祉局長・子ども未来局長・  
環境局長・建設局長・浦和区長・岩槻区長・副教育長

事務局：債権整理推進部長・収納対策課長

### 2 議 題

- (1) 平成 29 年度債権回収実施計画の最終報告について
- (2) 平成 29 年度債権整理推進部の取組の最終報告について
- (3) 平成 30 年度債権回収実施計画の策定について
- (4) 未収債権調査による対象債権の追加について

### 3 資 料

(別添) 第 22 回さいたま市債権回収対策本部会議資料

#### <本部長挨拶>

本会議は平成 20 年 2 月から年 2 回開催しており、8 月の本部会議では、前年度の決算見込みや取組状況について分析し、今年度の取組に活かす趣旨で行っている。前年度の決算値に対する検証を行い、良かった点、悪かった点を踏まえ、本年度の各債権について、しっかりと債権管理を行っていただきたい。

#### <会議資料に関する説明>

①議題 1 から 3 について、事務局から次のように説明した。

- ・ 平成 29 年度決算見込みについて、基本計画の対象 27 債権において、昨年度と比較した。現年・過年の合計で、収入未済額は約 33 億 2 千万円の圧縮、収納率は 1.0 ポイント向上した。(資料 1～7 ページ)
- ・ 平成 29 年度の債権回収状況を平成 28 年度と比較し、収納率が向上又は低下、収入未済額が圧縮又は増加した理由について、債権ごとに分析した。(資料 8 ページ)
- ・ 各債権における平成 29 年度の債権回収実施状況の最終報告を、前期と後期に区分して示した。(資料 9～11 ページ)
- ・ 債権整理推進部の取組について、集中処理を行っている強制徴収公債権（市税、国民健康保険税、保育施設等利用者負担額）及び私債権（入学準備金・奨学金貸付金）の引継や処分状況、収納率等を示した。(資料 12～13 ページ)

- ・ 徴収体制強化のための支援策として研修や助言・指導を行った。また、高額困難な事案について事案審査会を実施した。(資料 14～16 ページ)
- ・ 平成 30 年度の債権回収実施計画の策定状況について一覧に示した。債権回収に対する数値目標の他、積極的な臨戸訪問等により収納率の向上を図る取組を挙げている所管課があった。(資料 17～21 ページ)

<各局の現状について> 各局長から説明。

(環境局)

- ・ し尿処理手数料については、平成 29 年度末の対象世帯数が 2 2 4 9 世帯であり、不能欠損額が 3 5 1 万 5 7 6 0 円となっている。滞納件数の多い世帯に対しては今後、課内や部内で連携をしながら臨戸徴収を集中的に実施していく。市内対象世帯について、区ごとに見ると下水が 1 0 0 パーセント整備されている中央区でも、対象世帯が 1 1 世帯となっている。基本的に考えると、下水が整備されており、速やかに切り替えていただくのが原則であるため、下水と連携しながら切り替えの指導をしていきたいと考える。他の区の内訳については、西区が 2 7 5 世帯、北区が 7 2 世帯、大宮が 3 7 世帯、見沼区が 4 5 2 世帯、桜区が 1 7 7 世帯、浦和区が 8 8 世帯、南区が 1 4 0 世帯、緑区が 2 6 3 世帯、岩槻区が 7 3 4 世帯であり、地域によってばらつきがある。

また、口座振替率については、平成 27 年度が 5 4. 5 %であったのに対し、平成 29 年度は 6 0. 3 %に上昇している。同時に収納率も平成 27 年度の 6 1. 5 %から平成 29 年度には 6 6. 0 %に上昇しており、口座振替率が上昇すると収納率も上昇すると考えられるので、口座振替の促進もしっかり行っていきたい。

横浜市や川崎市では既に総人口に対し、し尿世帯の割合がかなり低くなっているということで、無料化を実施している。さいたま市に関しても、全体の割合が何パーセントになれば無料化ができるのかということを検討しているところである。また、業者に徴収業務を含めすべてを委託することが可能であるかということも併せて検討していきたいと考える。

(子ども未来局)

- ・ 児童福祉施設保護者負担金については、養護施設等に入っている子供たちに対して、保護者に利用料を負担していただくもので、複雑な事情の家庭もあるため、回収が難しい状況ではあるが、ケースワーカーが対応するときに、支払いについても触れることで収納率を上げることに努めている。
- ・ 保育施設等利用者負担金については、保育園などの利用者負担金であり、昨年度末で口座振替率が 9 2. 6 %まで達しており、口座振替の促進が非常に効果を示して

いる。昨年から引き続き、各園の園長先生が口座振替について保護者に声掛けをしている。また、区ごと、園ごとの口座振替率・前月分期限内収納率一覧表を作成して呼びかけをしており、保育園が増えてきている中でも高い収納率を保っていると思う。

- ・ 児童手当返還金、児童扶養手当返還金については、一度給付したものを過払いなどが原因で返還するものなので、一度もらったものを返すということが理解いただけず回収が難しい状況にある。
- ・ 放課後児童健全育成事業保護者負担金については、放課後児童クラブの負担金であるが、平成 25 年度より 2 年かけて負担金の金額を増額したことにより、収入未済額も増加傾向にある。放課後児童クラブへの入所については、1 年ごとの申込みと決定になり、複数年継続して利用しない場合も多いため、保育施設のような収納率までは至らない状況である。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金については、もともとの調定額が少ないため、1 人の滞納者からの支払いが全体の収納率や未済額に与える影響が大きくなっている。

#### (建設局)

- ・ 下水道受益者負担金について、平成 29 年度の実施状況としては、督促状の送付、年 4 回の催告書の送付を行っている。また、高額滞納案件、市外転居者に対しては個別に文書送付や電話催告を行った。徴収体制としては、南北建設事務所にそれぞれ 2 名の徴収員を配置し、臨戸訪問を実施している。平成 29 年度は、約 1,900 回訪問を行っており、不在の場合にも不在票を置くことで滞納者との接触を図るようにしている。受益者負担金については、制度理解を得にくいため、文書催告だけでなく、電話や臨戸によって滞納者と直接話す機会を増やし、納付への理解を高めるようにしている。また、平成 29 年度は徴収員の任命を行い、金融機関での財産調査を進めたため、平成 30 年度についても引き続き財産調査を適切に進めながら徴収に繋げたい。
  - ・ 水洗便所改造資金貸付金について、平成 29 年度の取組としては、文書催告マニュアルに基づき、事務の見直しを行った。また、未納が続いた場合には、連帯保証人への請求へ向け事務を進めることとした。過年度分の収入未済については、催告書の送付や電話催告により圧縮が図られたため、今後も引き続きこのような取組みを進めていきたい。
- また、下水道受益者負担金と同様に徴収員による臨戸訪問を検討していきたいと考えている。

#### (教育委員会)

- ・ 入学準備金・奨学金貸付金の特徴としては、卒業後6か月後より返済が始まるという点が挙げられる。大学の場合だと貸付け開始から4年6か月後より返済が始まるため、連帯保証人もとっているが、保証人となったことを忘れている場合が多い。そのため、返済が始まる際には、本人及び連帯保証人へ連絡をすることを心掛けている。また、滞納が続いている場合には、本人のみならず連帯保証人へも連絡をすることで、連帯保証人から本人へ連絡がいき、納付へつながることや、連帯保証人からの返済につながる場合もあり、効果的な取組みとなっている。また、今後については、職員の異動もあるため、ノウハウの継承をすることで継続して回収業務に努めたい。

#### (保健福祉局)

- ・ 介護保険料については、財産調査、差押事前通知の送付等により収納率の向上、収入未済額の圧縮が図られている。
- ・ 後期高齢者医療保険料については、保険者数の増加に伴い、調定額及び滞納額も増加しているため、収納率及び収入未済額が前年度比で悪化してしまっている。しかし財産調査等を積極的に行うようにしている。また、高齢者が多いため、制度説明にも力を入れていきたいと考えている。
- ・ 墓地管理料、納骨堂使用料については、収納率の向上、収入未済額の圧縮が図られている。継承者のいない墓地の利用許可については、明確な基準を作っていないと未済額が減っていかないため、墓地については3年間未納であった場合には、無縁会葬とするなどといったことを検討しているところである。
- ・ 生活保護費返還金については、年々調定が増加傾向にあり、現年分は収納率の向上が図られたが、過年分は回収が難しい状況にある。もともと生活困窮の方が多く、生活保護費の中から返還金を返済している場合もあり、徴収が難しくなっている。そのため、まずは、返還金が生じないようにするよう心がけている。
- ・ 心身障害者福祉手当返還金については、対象者が障害を持った方であるため、収入が少ない場合が多く、大きな金額を一度に支払うことが出来ない方が多いため、こまめに連絡をとり分納等での回収をしているところである。
- ・ 国民健康保険事業特別会計返納金については、国民健康保険から社会保険に変更した際に、国民健康保険を不当利得してしまう人が増加しており、収納率、収入未済ともに悪化してしまっている。本人同意のもと、保険間調整を行っており、平成28年度は220万円であったが、平成29年度は1,390万円をこの保険者間調整により返還してもらっている。今後は、電話催告等も実施していきたいと考えている。
- ・ 子育て医療費については、学校管理課での事故については日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が使えるので、そのことについて周知を図り、債権の発生を

防ぐようにしたい。

- ・ひとり親家庭等医療費については、収入が少ない方が多く、回収が難しい状況にある。
- ・養護老人ホーム入所・保護者負担金については、収入に応じて負担額が決定される。一番多いのは、年金収入による方であるが、年金を管理している家族が年金を使ってしまう場合が多いので、成年後見人の選任手続きを進めていくことで、年金を本人のために利用できるようにしていきたいと考えている。
- ・緊急生活資金貸付金、岩槻市生活資金愛の泉貸付金については、それぞれ旧大宮市、旧岩槻市での生活困窮者向けの貸付制度であり、どちらも制度はすでに終了している。私債権であるため、時効の援用や不納欠損の手続きがなかなか難しい状況にあったが、債権管理条例が施行されたことにより債権の整理を進めることが出来るようになった。
- ・心身障害者扶養共済収入については、催告の頻度を高めることで徴収に繋がりたいと考えている。
- ・入院医療費、外来医療費については、未納が続く場合には、病院での会計時に呼びかけを行っている。また、債権回収業者を利用した回収や職員による臨戸訪問も実施している。

#### (岩槻区)

- ・区役所では、日々の業務もあるため、なかなか債権回収業務まで手が回らないというのが現状である。限られた職員で工夫して回収業務にあたらなくてはならないため、効率的に業務を進めている。岩槻区収納課では、差押え、執行停止の件数が10区中1番多い件数となっている。現年、滞納繰越分ともに滞納整理強化月間を設け滞納整理を行っている。後期高齢者医療保険料については、75歳になった時に特別徴収から普通徴収に切り替わり、支払い方法が分からずに滞納となってしまうケースも多いようである。滞納額が多い債権については、職員が少ない中でも積極的に臨戸訪問等も行っている。生活保護費返還金や介護保険料については、高齢者で所得が低く支払いが難しい方も多いが、信頼関係を築きながら回収業務にあたっている。保育料については、児童手当等との連携で債権回収の効果が出るので、子ども未来局での対応を期待する。職員の債権整理に対するノウハウを向上させるためにも、研修を充実していただければと思う。

#### (財政局)

- ・それぞれの債権の事情がある中でも、しっかりと納めている方が大半であるので、引き続き全庁挙げて債権回収に向けて取り組んでいきたいと考える。

(総務局)

- ・ 後期高齢者医療保険料に関して、本人のみならず家族などの連絡先も把握するような取組みは全国的に行われているのか。  
→滞納者が高齢である場合には、年金を管理している人を把握するなどして未納額の圧縮に努めることも研究していきたい。(保健福祉局)

②議題4について、事務局から次のように説明した。

- ・ さいたま市債権回収対策基本計画（以下、「基本計画」という。）の対象となる債権について、「さいたま市債権回収対策基本計画の対象となる債権の基準を定める要領」の規定により、毎年度見直している。平成29年度の決算見込みについて全庁調査を行ったところ、要領の基準を満たす債権として心身障害者医療給付費返還金が該当した。そのため、今年度よりこの債権を基本計画の対象債権とする。(資料 22～24 ページ)